

# 定 款

一般社団法人 近畿住宅産業協会

# 一般社団法人近畿住宅産業協会 定 款

## 第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人近畿住宅産業協会（以下「本協会」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 本協会は、主たる事務所を大阪市に置く。

(目 的)

第 3 条 本協会は、住宅及び宅地の供給、流通並びにこれらに関する事業の発展を図り、良好な住環境の整備を推進し、もって、住宅産業の健全な発展と国民の住生活の向上並びに公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本協会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 住宅及び宅地の供給、流通並びにこれらに関する事業の促進のために必要な方策の企画と推進
  - (2) 住宅及び宅地の供給並びにこれに伴う住環境の整備に関する事業の改善合理化に係る調査研究
  - (3) 宅地造成事業と都市計画との関連問題の調査研究
  - (4) 住宅の品質、機能等の確保、向上並びに住環境の整備に係る技術、工法の調査研究
  - (5) 住宅供給等事業を行うものの資質の向上に係る指導、助言
  - (6) 住宅購入者等需要者利益の保護増進に関する調査及び相談業務の実施
  - (7) 本協会の事業に関する広報活動並びに資料の収集編さん及び刊行
  - (8) 国及び地方公共団体等に対する協力並びに建議及び要望
  - (9) その他本協会の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、大阪府、京都府、兵庫県、滋賀県、奈良県、和歌山県及び三重県において行うものとする。

## 第2章 会 員

(会員の構成)

第 5 条 本協会には、次の会員を置く。

- (1) 正 会 員 住宅及び宅地の供給並びに流通に関する事業を行うもので本協会の目的に賛同して入会した法人
  - (2) 準 会 員 次のいずれかに該当するもの
    - (イ) 一般社団法人全国住宅産業協会(以下「全住協」という。)企業会員たる法人の、本協会事業区域内にある事業所等。
    - (ロ) 全住協団体会員社員たる法人の、本協会事業区域内にある事業所等。
  - (3) 賛助会員 本協会の事業を賛助するため入会した法人
- 2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第 6 条 正会員、準会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込まなければならない。

2 入会は、理事会においてその可否を決定し、理事長が申込者に通知するものとする。

(経費の負担)

第 7 条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 準会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

3 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

4 会員は、事業を行うために必要があるときは、理事会において別に定める分担金を負担するものとする。

(任意退会)

第 8 条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出することにより、任意に退会することができる。

2 退会しようとする者は、所定の義務を完了しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由があるときは、会員は、いつでも退会することができる。

(除 名)

第 9 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合においては、その会員に対しあらかじめ通知するとともに、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 本協会の定款、規則又は総会の決議に違反したとき。

(2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第 10 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 解散の決議又は破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされたとき。

(2) 正会員については、第 5 条第 1 項第 1 号の規定に該当しなくなったとき。

(3) 準会員については、第 5 条第 1 項第 2 号の規定に該当しなくなったとき。

(4) 1 年以上会費を滞納したとき。

(拠出金品の不返還)

第 11 条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

### 第 3 章 総 会

(構 成)

第 12 条 総会は、全ての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第 13 条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

(4) 定款の変更

- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第14条 総会は、定時総会として毎事業年度の終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会として開催する。

(招 集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第16条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、1正会員につき1個とする。

(決 議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 法人法第113条第1項の既定に基づく、理事又は監事の損害賠償責任の一部免除
- (4) 定款の変更
- (5) 事業の全部の譲渡
- (6) 解散及び継続
- (7) 合併契約の承認

(議決権の代理行使)

第19条 総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

- 2 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、記名押印する。

## 第4章 役 員

(役員の設定)

第21条 本協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上10名以内
- (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち3名以内を副理事長とする。

- 4 理事長及び副理事長のうち1名をもって法人法上の代表理事とし、それ以外の副理事長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第22条 理事及び監事は、総会において正会員たる法人の代表者（代表者が指名した代理人を含む）のうちから選任するものとする。ただし、理事及び監事のうち、それぞれ1名以内は、会員以外の者から選任することができる。

- 2 理事長、代表理事となる副理事長、それ以外の副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。理事長が欠けたときは、理事会の決議により、遅滞なくその後任を選定することを要する。

- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

- 4 理事及びその親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、本協会を代表し、その業務を総理する。

- 3 代表理事となる副理事長は、本協会を代表し、理事長を補佐して本協会の業務を分掌する。

- 4 代表理事以外の副理事長は、理事長及び代表理事となる副理事長を補佐し、理事会において別に定める業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 財産及び会計を監査すること。
- (2) 理事の業務執行状況を監査すること。
- (3) 法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、その旨を総会及び理事会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会の招集を請求すること。
- (5) その他法令及びこの定款で定められた事項。

(役員任期)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 3 増員により選任された理事の任期は、その選任時に存在する理事の任期の満了すべき時までとする。

- 4 理事及び監事は、再任されることができる。

- 5 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事又は監事が次の各号の一に該当する場合には、総会の決議によって解任することができる。この場合においては、その役員に対しあらかじめ通知するとともに、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があるとき。

(役員報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事には費用を弁償することができる。

(相談役及び顧問)

第28条 本協会に、相談役及び顧問をそれぞれ若干名置くことができる。

- 2 相談役及び顧問は、理事会の推薦により理事長が委嘱する。
- 3 相談役は、会務について理事長に対し意見を述べることができる。
- 4 顧問は、重要な事項について、理事長の諮問に応ずる。
- 5 相談役及び顧問の任期は、委嘱後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。
- 6 相談役及び顧問は、無報酬とする。

## 第5章 理 事 会

(構成)

第29条 本協会には理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長、代表理事となる副理事長の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長以外の理事は、理事長に対して、理事会の目的である事項を示して理事会の招集を請求することができる。
- 3 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 前項にかかわらず、理事長が欠席した場合は、あらかじめ理事会で定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第6章 資産及び会計

(事業年度)

第35条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第36条 本協会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第37条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

(特別会計)

第38条 本協会は、事業を行うため必要があるときは、理事会の決議を経て、特別会計を設けることができる。

## 第7章 事務局

(設置等)

第39条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の承認を得て理事長が任免する。
- 4 事務局長以外の職員は、理事長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第41条 本協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第42条 本協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第43条 本協会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

附 則

1 この定款は、2019年4月1日から施行する。

2 この法人の設立時社員の名称及び住所は、次のとおりとする。

設立時社員 兵庫県加古川市平岡町新在家117番地  
昭和住宅株式会社  
代表取締役 湖中 正泰

設立時社員 大阪市中央区瓦屋町一丁目9番20号  
タカセ不動産株式会社  
代表取締役 高瀬 英則

3 この法人の設立時役員は、次のとおりとする。

設立時理事	湖 中	明 憲
	高 瀬	英 則
	高 原	隆 義
	宮宇地	誠
	久 保	昌 也
設立時代表理事	湖 中	明 憲
	高 瀬	英 則
設立時監事	柴 野	裕 文
	岩 崎	光 男

4 この法人の設立初年度の事業年度は、第35条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2020年3月31日までとする。

5 この定款に規定のない事項は、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。

6 この法人の設立時の主たる事務所の所在場所は、以下のとおりとする。

大阪市中央区北久宝寺町1丁目2番1-402号